

財務省告示第三十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年一月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第

の条項及びそ 一項、第四十七条及び附則第七十

六条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、「価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、「価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）、「価格

競争入札と同時に行われる入札

五

方募

入  
決  
定  
の

争入札発行「という。」  
市場特別参加者・以下「国債  
るものによる発行（以下「国債  
参加者ごとに応募限度額を定め  
て、財務大臣が各国債市場特別  
した後に「行われる入札であつ  
び価格競争入札の募入の決定を  
価格競争入札発行」という。）  
「国債市場特別参加者・以下  
を定めるものによる発行（以下  
場特別参加者ごとに応募限度額  
であつて、財務大臣が各国債市

八 口

札  
非  
競  
争  
入  
札  
行  
争  
入

も申込みのうち応募価格の高い  
も申込みのうち応募価格の高い  
当てる。その応募額を順次割り  
各申込みの応募額を案分により  
割り当てられる。特別参加者ごと  
各国債市場特別参加者ごとに  
各限額範囲内において各申  
込みの応募額を割り当てる。

六

イ  
発

入  
札  
行  
争  
額

額  
面  
金  
額  
で  
一  
兆  
八  
千  
五  
百  
二  
十  
六





債 別 入 価 ・ 別 債  
市 参 第 加 場  
場 者 特  
の 経 利 入 価 ・ 別 債  
払 過 札 格 第 参 市  
込 利 発 競 加 場  
み 子 率 行 争 非 者 特

(一) 年  
○ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は、払込金額に追加された金額を第  
二式により算出した金額を払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時にあって、その利子  
に係る所得税が源泉徴収され  
るものとして振替口座簿中の  
口座に記載又は記録されるも  
のについては、前記(一)の算  
式により算出した金額から該金  
額に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
にあって取得する者が非居住  
者又は外国人である場合に  
は、前記(一)の算式により算  
した金額に当該非居住者又は  
た法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。

平成二十年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年の六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成二十四年十二月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十年一月二十五日
十六	償還期限						
十七	償還金額						
十八	元利支						
十九	払場所						
二十	入札参加						
二十一	払込期日						